

令和6年度「市民と市長のふれあい対話」（朝仁集会場）での主なご意見と市の対応						
2024.11						
No.	地区	項目	意見要約	市長回答（NO11以降は所管課回答）	所管課	所管課補足
1	下方地区	津波警報時の避難について	令和4年1月のトンガ沖海底噴火による津波警報の際に、自動車で避難しようと、宮久田橋から山に上る道路に向かったが、一方通行になったので、この道路を使って山に上ることはできないと警察官に言われた。山の中腹にある避難小屋までなんとか通してほしいと懇願し、通行することができた。非常時になぜこのような対応になったのか、個人で確認や改善に向けて動くことには限界がある。市として確認、改善に向けて動いていただきたい。	令和4年1月のトンガ沖海底噴火による津波警報時に、高台に向かう車のうち、主に途中で休まれる方の車によって、各所で渋滞が起こったと伺っております。このため、警察、消防と協議を行い、オートバイなどで巡回し、車を途中で止めて休まれることのないよう、誘導する運用を実施しているところです。なお、一方通行の件については初耳ですので、警察に確認するとともに、警察、消防、消防団と協議して、適切な運用を考えて参ります。 また、町内会などでも避難訓練を実施しておられると思いますが、南海トラフ地震や喜界島沖地震を想定する際に、8 m程度の津波が想定されますので、10m程度、ビルの3階以上に避難する垂直避難を含めて検討していただければと思います。	総務課	津波発生時の避難は原則徒歩であることや、近所の海拔高を知り周辺のビルや自宅の2階へ垂直避難をする選択肢もあることなど、津波警報の規模に応じた適切な行動を知って頂くことも、有事の混雑緩和につながるかと考えております。 津波発生時の避難行動について、住民向けの啓発活動を引き続き行っ てまいります。
2	下方地区	元気度アップポイント事業の商品券への交換について	今年度はポイント事業の商品券交換が、ほーらしゃ券から商工会議所が発行する商品券に変更になった。ほーらしゃ券の方が高齢者の使い勝手や利便性が良いとの意見が多数あった。なんとか元に戻していただくことができないか。	詳細をよく把握しておらず申し訳ありませんが、高齢者福祉課に現状を確認した上で、今後に向けて検討をさせていただければと思います。	高齢者福祉課	今年度、商品券交換の時期にはほーらしゃ券の紙での発行がなかったため、名瀬地区・住用地区では「奄美市通り会連合会共通商品券」、笠利地区では「あまみ商工会商品券」を配布いたしました。今後、担当課とも協議しながら、次回以降の商品券交換について検討してまいります。
3	下方地区	ゴミ出しのマナー等について	ゴミ回収の日時が決まっているが、回収日以外に、回収できないものの持ち込みがある。ゴミ袋に記名を徹底すれば改善に繋がるのではないか。	ゴミ出しの問題は以前からあり、マナーの問題でもあります。監視カメラやゴミ出しのチェックのために監視員を配置するなど、町内会長さんとも連携を取らせていただき、環境対策課と一緒に粘り強く取組みを考えてまいりたいと思います。	環境対策課	ゴミ出しのマナーにつきましては、適正な搬出方法を広報誌や奄美市ホームページ等に掲載する等、広く周知をしている所ですが一部ルールが守られない事もあります。ご提案の記名方式については現在、各々で記入するようになってはいますが、個人情報の観点から強くは求めている状況です。
4	下方地区	保育士の確保と保育園の整備について	子育て世代への安心感に繋がるので、保育士の確保や保育園の整備などを確実にお願いしたい。	（市長） 現在、住用と笠利で認定こども園を整備しておりますが、名瀬については小浜保育所の老朽化対策が必要と認識しており、喫緊の課題として安全対策としての修繕や、再整備に向けた検討を進めております。保育士確保に関して、保育士不足により、定員まで受入れができていない状況もありますので、民間の保育関係者の方にもお集まりいただき、円卓会議を実施、議論しております。早ければ来年度にも新たな取組みが行えるのではないかと思いますので、ご理解をお願い致します。 （企画調整課長） 現状、保育士の確保が大きな課題となっており、重点政策推進監という新たな部署を設置して、地域の保育士資格を持ち現在働いていらっしゃる方、保育所の仕事をサポートいただける方を呼び込む施策などに取り組んでおります。また、今後、地域外からも定住していただける保育士の確保について取り組んでいく予定としております。保育士の確保に関しては、特に切迫した課題と考え、今後とも取り組んでまいりますので、よろしくお願い致します。	こども未来課 重点政策推進監	（こども未来課）（重点政策推進監）補足なし
5	下方地区	通学バスの助成について	朝仁新町から小宿小学校まで、子どもが歩いて35分程度かかり、交通事故も心配なため、しまバスを通学に利用している。月にバスの通学代が3,000円程度かかり、隣の町村などは通学バスにお金がかからないと聞くと、奄美市でも助成を行っていただきたい。	通学バスの助成に関しては、昔からある課題ですが、他の小学校の状況も確認させていただき、教育委員会と共に考えて参りたいと思います。	教育委員会 学校教育課	補足なし
6	下方地区	排水溝の掃除について	排水溝の掃除をすることに関して、町内会だけで実施することは難しい。市の方でも支援をしていただけないか。	市内各所において、排水溝が詰まって水が溢れる場所の汚泥の除去について、市の土木課で対応させていただいておりますので、町内会で対応が難しい場所についてはご連絡をいただければと思います。	土木課	補足なし

No.	地区	項目	意見要約	市長回答（NO11以降は所管課回答）	所管課	所管課補足
7	下方地区	モクマオウの伐採について	海岸線のモクマオウの木について、防風の目的はすでになく、かえって倒木により道路を寸断するなど、生活の支障となっている。町内会だけで伐採することは限界があるので、市にお力添えいただきたい。	モクマオウについては木が固く、炭にすると良いと聞いておりますので、活用の仕方なども念頭にいれながら、町内会とも情報共有を図って参りたいと思います。	土木課	朝仁海岸のモクマオウについては、鹿児島県の海岸保全区域に指定されている場所にあるため、大島支庁建設課に、地域からの要望として繋いでまいりたいと思います。
8	下方地区	公園の伐採について	朝仁海浜公園の草刈りについて、高齢化や若者の減少により、地域のボランティアだけでは限界がある。公園の管理のあり方について、市にも一緒に考えていただきたい。	（市長） 公園の管理について、基本トイレの清掃や簡単な片付けを開発公社に依頼しており、大きな樹木の伐採以外の、公園内の草刈りについては町内会等をお願いしているところです。地域の実状に併せて協議をさせていただければと思います。 （企画調整課長） 公園管理について、開発公社もマンパワー不足な面がございますので、市内の造園業者さんを活用するなど、様々な力を結集して地域の課題を解決するよう庁内でも議論をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。	都市整備課	補足なし
9	下方地区	高齢者のゴミ出しについて	朝仁集落内に細い道があり、ゴミ収集車が通れないところに高齢者等が居住し、ゴミ出しができないなどの課題が出てきている。集落でゴミ出しを支援するにしても高齢化や人も減っている状況の中で、どうすれば良いか思案しているところである。	高齢者のゴミ出しに関して、朝仁集落だけの問題ではないと思いますので、朝仁集落で良いモデルが作れて、他の地域の参考になっていけるように、一緒に考えさせていただければと思います。	高齢者福祉課	様々な地域課題を抽出し、課題解決に向けた地域づくりを検討する協議体を市内8地区に設置しております。ゴミ出しの問題につきましても、地域課題として協議体で取り上げ、住民の皆さんと一緒に考える場を作り、互助活動も含め継続可能な支援方法を検討してまいりたいと思います。
10	下方地区	道路の外灯について	空港バスに乗っている際に、道路が暗くて怖いとの意見がある。	奄美の道路、街中でも暗いところがたくさんあると認識しております。国道・県道の街路灯については県が管理しており、交差点や橋の上に設置していると聞いております。市道については、市が設置する場合と町内会・自治会等に設置いただき、市が補助する場合がございます。集落と集落の間に通学路がある場合は、市で外灯を設置するなどさせていただいているところです。	土木課 総務課	（土木課）（総務課）補足なし
11	下方地区	公園でのボール遊びについて	公園でのボール遊びは禁止になっているため、小学校で遊ぼうと思ってもスポーツ少年団が使っており、グラウンドは使用できない。改善策がないか。	（都市整備課） 公園でのボール遊びは、公園を占領し他の利用者へ危険が及ぼす恐れや、ボールが公園から飛び出して近隣家屋へ被害を与えたり、交通事故等への危険も心配されることから、原則禁止としているところです。 一方で、子どもたちが外でボール遊びをしたいとの要望も認識しておりますので、今後、現在の公園の利用状況や地域の皆様のご意見なども踏まえながら、もっとみんなが自由に楽しめる公園のルールづくりを検討していく予定です。 （教育委員会 学び・スポーツ推進課） スポーツ少年団は週3日以内、1日2時間以内で午後7時まで活動を行ってまいります。そのため、学校によっては1週間のうちに使用のない日や時間帯があるかと思っています。使用されたい小学校のグラウンドの空いている時間帯等は直接学校へお問い合わせください。	都市整備課 教育委員会 学び・スポーツ推進課	
12	下方地区	ゴミ焼きについて	朝仁海岸の清掃を定期的に行っているが、袋に入りきれないゴミが多く、一向に海岸がキレイにならない。海岸でゴミ焼きができるようにならないか。	原則として、野外焼却は法律により禁止されておりますが、国や地方公共団体が施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却は、例外とされています。ただしこの焼却に関しても、施設管理者の責任のもと関連する消防法令等を遵守し、伐採した草木や流木、枝等の焼却に限られ、廃ビニールや廃プラスチック、廃タイヤなどの焼却は禁じられております。ご意見のありました朝仁海岸の管理者は鹿児島県となっており、当市では焼却に関する判断はできませんが難しいものと考えます。	環境対策課	

No.	地区	項目	意見要約	市長回答（NO11以降は所管課回答）	所管課	所管課補足
13	下方地区	ポスターコンクールについて	市内はゴミがあちこちにあるため、ごみ問題を題材にしたポスターコンクールを実施することで啓蒙ができるのではないか。	本市におきましては、平成18年から毎年6月を「住みよい環境を守る強化月間」としてポスターと標語を市内小中学校より募集し、啓発活動を実施しています。今年からは、SDGSの観点も盛り込むなど、更なる児童生徒の意識醸成に努めているところでございます。	環境対策課	
14	下方地区	朝仁海岸の雑草について	朝仁海岸に向かって右側、雑草が生い茂り満潮時には浜まで伸びてきている。草刈りなどを行い、キレイにしてほしい。	朝仁海岸の当該箇所については、鹿児島県の海岸保全区域に指定されている場所にあるため、大島支庁建設課に、地域からの要望として繋いでまいりたいと思います。	土木課	